

健全化判断比率及び資金不足比率

財政健全化法により、平成26年度決算に基づく「健全化判断比率の4つの指標」と「3会計の資金不足比率」を公表します。これらの指標は、全ての地方公共団体が公表することで、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

健全化判断比率

区分	健全化判断比率(前年度)	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
①実質赤字比率	— (—)	13.81	20.00
②連結実質赤字比率	— (—)	18.81	40.00
③実質公債費比率	17.1 (16.4)	25.0	35.0
④将来負担比率	189.5 (174.7)	350.0	

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と表示しています。

前年度と比較すると実質公債費比率、将来負担比率ともに上昇しました。
実質公債費比率上昇の主な要因は、病院事業会計及び簡易水道会計の借入金返済額の増加です。
将来負担比率上昇の主な要因は、小中学校施設整備事業や病院建設事業の借入に伴う地方債残高の増加です。
今後も小中学校施設整備事業等大型事業がありますが、計画的で効率的な予算執行に取り組み、健全な財政運営を目指していきます。

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準	【資金不足比率】 公営企業会計単位の 資金不足額の事業規 模(事業経営のために 調達した資金規模)に 対する割合。
大月市病院事業会計	— (—)	20.0	
大月市簡易水道特別会計	— (—)		
大月市下水道特別会計	— (—)		

※ 資金不足額がないため、「—」と表示しています。

「①実質赤字比率」、「②連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は、1年間の収入から支出を差し引いた金額の財政規模に対する比率です。

赤字(資金不足)となっていない要因は、一般会計においては税収、借入れ等により収支のバランスを図っており、他会計においては一般会計からの補助金等により不足額を補っているためです。

「③実質公債費比率」は、普通会計において1年間に支払った元利償還金および一般会計から他会計への補助金等のうち元利償還金に充当したと見込まれる額に基づく金額の財政規模等に対する比率であり、3年間(24・25・26年度)の平均数値です。

「④将来負担比率」は、各会計の26年度末の借入金残高に基づく金額および全職員が退職したと仮定した場合の退職手当に基づく金額などの財政規模等に対する比率です。

将来負担比率が189.5で前年に比べ14.8ポイント上昇しました。同類他団体と比較して高い水準です。その要因としては、以下の点があげられます。

- ・下水道事業に多額な投資をしたが、普及率が低く、借入金の返済に一般会計から補てんを行っていること。
- ・水道事業にて、ダム参加による水源確保、水道管布設替などによる借入金残高および返済が多額となっていること。
- ・大月市土地開発公社解散・清算事業に伴う第三セクター等改革推進債等の借入金残高が多額であること。
- ・病院事業にて、新病棟建設に伴う借入金残高が多額であること。